

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年9月5日（金曜日）

開 会 午前 9時59分

閉 会 午前10時31分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人

副委員長	江 西 照 康
委 員	柏 佳 枝
"	織 田 伸 一
"	久 保 大 憲
"	松 井 邦 人
"	金 谷 幸 則
"	舎 川 智 也
"	高 田 真 里
"	東 篤

4 欠席委員 1人

委 員 長 鋤 田 博 紀

5 委員外議員として出席した者

議 員	金 山 茜
"	野 上 明 人
"	福 田 敏 彦
"	金 井 肇 俊
"	大 島 満
"	谷 口 寿 一

議 員 尾 上 一 彦  
// 村 上 和 久  
// 赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

## 7 会議の概要

副委員長 委員長が都合により出席できませんので、富山市議会委員会条例第7条第1項の規定により、私が代わって議事を進めさせていただきます。

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。まず、委員会記録の署名委員に柏委員、織田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、9月定例会の運営についてであります。

まず、1つ目の企業会計における剩余金の処分等に係る議案の取扱いについてであります。昨日の本会議において、市長からこの議案について提案がありました。

この企業会計における剩余金の処分等に係る議案については、例年どおり決算認定議案と一括して予算決算委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の一般質問については、27名の方から通告がありました。

そこで、一般質問の順序については、お手元の資料1のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 それでは、そのように決定いたします。

ここで、大島議員から、発言通告書と併せて、お手元に配付の資料2のとおり一般質問の補足資料とチェック表が提出されました。

この補足資料については、協議に先立ち、委員の皆さんには事前に配付しております。

そこで、皆さんの御意見をお伺いする前に、この補足資料に係る運用について、事務局から説明してい

ただけますか。

議事調査課長 〔資料「一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱について」により説明〕

副委員長 ただいま補足資料の配付の取扱いについて説明していただきました。  
それでは、この補足資料を一般質問の際に使用することについて、皆さんのお意見をお聞かせください。

松井委員 この資料に関しては、写真の部分だけであれば認めてもいいと思いますが、前段部分に文章がありますので、このまま認めるわけにはいかないと思っています。  
それはなぜかというと、限られた質問時間や字数の中で皆さんに伝わるように文章を考えて一般質問を行っている中で、このように文章が書いてあるものを補足資料として使用することは質問をつくるという趣旨から考えてちょっと違うような気がしますし、過去に村石議員が同じように文章が書いてある資料を提出されたときも配付を認めないと結論が出ていたと思います。  
今回も写真の部分だけ配付するということであれば認めてもいいと思いますが、文章の部分は削除していただきたいと思っております。

久保委員 一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱についての2番に「資料」とは、写真、図表、グラフ等をいうと明記されているので、今、松井委員が言われたことを鑑みると、現在の規定では文章の部分を含めて配付することは少し厳しいのかなと思うのです。ただ、この取扱いについても今後見直しをして、多少の文章は認めてもいいのかなと私は思います。分かりやすく、より深い議論ができるように変えていくべきではないかと。  
今回の取扱いについては、この規定を優先するのか、それよりも分かりやすさを優先するのか、もう少し議論が必要かなと思っています。個人的にはそのま

ま配付してもいいかなと思っています。

柏委員 今、久保委員がおっしゃったように「資料」とは、写真、図表、グラフ等をいうと明記されていますが、公明党会派としては、松井委員がおっしゃったとおり文章の部分を取って写真だけにしていただけるのであればいいのかなと思っています。

副委員長 資料を修正するということですか。

柏委員 はい。

東委員 今、皆さんがおっしゃっているように写真、図表、グラフ等ということで、この「等」をどう読み取るのかということも問題になってくると思います。私は「等」の中に多少の文章を含めてもいいのではないかと思います。

何人かがおっしゃったように前段の文章が長いということであれば、注釈のような感じで、例えば「本宮地区から千寿ヶ原間における落石・倒木発生等の状況写真」というような文字を加えるなど、そのぐらいの説明がないと、ただ写真だけではなぜ資料が配付されているのかが分からなくなると思います。  
基本的には、できればこのまま配付されればいいと思うのですけれども、これだけ文章がある資料は駄目だということであれば、注釈ぐらいの文章をつけるのはオーケーだと思います。

副委員長 富山市議会自由民主党と公明党は写真のみであればよい、自由民主党と立憲民主党はこのままでよいのではないかという御意見であります。

ちなみに、資料2の2ページ目に、大島議員御本人が自分なりにチェックをして、条件をクリアしているだろうと確認された表がついております。この表を踏まえた上で、追加の御意見はございませんか。

久保委員 先ほど東委員が文章を最小限に抑えてはどうかという提案をされましたか、最小限であれば皆さんで合

意形成が図れるのかなと私も思います。

一方で、チェック表の「配布しなければ発言の趣旨・内容が伝わらない」という項目について、提出者である大島議員は、例えば注釈まで書かないと趣旨が伝わらないと判断されるのか、富山市議会自由民主党さんや公明党さんが言われるように写真や図の部分だけでも十分内容が伝わると考えておられるのか、まずは御本人に確認していただけるといいのかなと思います。

副委員長 その確認は、今この委員会の場で行うべきだという意見でしょか。

久保委員 もしも文章がなければ発言の趣旨や内容が伝わらないと大島議員がおっしゃるのであれば、そもそも資料を配付する意味がなくなってしまいますので、大島議員から思いを発言していただきたいと思います。

副委員長 ただいま久保委員から、大島議員に補足資料の説明を求めたい旨の動議が提出されました。これより、この動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決したいと思いますが、いかがでしょか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

副委員長 それでは、お諮りいたします。補足資料について、委員会条例第43条第1項に基づき、大島議員に説明を求めるに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副委員長 挙手全員であります。よって、そのように決定いたします。ここで、大島議員に当委員会への出席を求めるため、しばらくお待ちください。

〔大島議員の座席を用意、大島議員着席〕

副委員長 それでは、大島議員も今の進行をお聞きになっておられたかと思います。今の意見を受けて、補足資料について説明していただけますか。

大島議員 お時間をいただき、また全会一致で委員外議員の発言をお認めいただきましてありがとうございます。まず、写真の部分だけを配付してはどうかということでしたが、私もそうしたい思いはあるのですけれども、この資料は立山町から県、国へ提出した要望の中の1枚で、文章と一体のものです。もし写真の部分だけに加工して配付することになれば立山町の御了解を取らなければいけないので、それはちょっと難しいと思います。カラーの資料を皆さんに見ていただいただけでも私の目的は半分以上は達したのかなと思っておりますが、なぜ私がこの資料を提出したのかというと、本宮地区から千寿ヶ原地区までの区間には富山市の地域が含まれるのでです。一般質問でも言いますが、立山町は、この土地を整備するためには保安林の指定を受けた上で県が森林整備計画を策定し、国が予算をつけて整備するという段取りを踏まなければいけないということを十分理解された上で、富山市の地域にまで踏み込んで要望を出されました。その証拠として頂いた資料でございます。川の北側は立山町ですが、逆にその場所を整備するという要望を富山市から出すことは本来ならばあり得ないので、その辺の緊急性と重大性も鑑みて立山町がこのような要望を出しているのだということを皆さんに分かっていただきたいというのが目的でありました。その意味では、一般質問の補足資料としては配付できないかもしれません、皆さんに見ていただいただけでもその意味は十分伝わったかと思います。

副委員長 ただいまの大島議員の説明を受けて、何か質問はあ

りませんか。

松井委員 質問ではないのですが、よろしいですか。

副委員長 お任せします。

松井委員 意見として言わせていただきます。

まさに今、大島議員が説明された内容を一般質問の場でお話しきれれば、皆さんにその趣旨が伝わるのではないかと思います。思いは分かりますので、そのようにしていただければと思います。

やはり今の内容を文章にして一般質問の場でお話しされることが議員として一番大事な仕事なのではないかと思います。

そう考えると、意味や必要性は写真がなくても今の話だけで十分伝わるのではないかと思いますので、あえて資料を配付する必要はないのかなと思います。

副委員長 私から 1 点、大島議員に確認いたします。

これは立山町が作成した資料そのもので、御自身で作成した文章ではないということですね。

大島議員 そうです。

副委員長 では、この資料そのものが一体的なものであるということですね。

大島議員 これは、本年 9 月 1 日の富山地方鉄道鉄道線のあり方検討会第 2 回立山線分科会を受けて、今、大きな動きが出てる中で、立山町は本当に富山市地内まで踏み込んだ要望書を出したのだという確認の意味で頂いたものであります。

もし私が質問しても、皆さん方の中に、立山町は本当にほかの市町村の土地に関わる要望を県や国に対して出したのかという疑義が生じると困りますので、先に提出させていただいたものであります。

副委員長 ほかに御質問や御意見はありますか。

- 久保委員 まず確認ですけれども、大島議員のお話では、立憲民主党さんから提案があったように文章を加工することについては困難であるという認識でよろしいでしょうか。
- 大島議員 この資料は立山町から出ているものですので、私のほうで手を加えることは難しいかと思います。
- 久保委員 その上で、委員の皆さんに見ていただいたことで願意が概ね達成されたかのような御発言もあったのですが、変わらず本会議場で配付したいという思いなのか、今この場で目的が一定程度達成されたので本会議場では配らなくても構わないという認識なのか、どちらでしょうか。
- 大島議員 当局の方々にも見てもらいたいですし、立山町がどれだけこのような要望を出されても、富山市から保安林指定の申請をするためには所有者の調査をして、もし所有者が分からなければ富山市から公告を出した上で手続に進むはずです。そのため、この資料はぜひ配付したいという思いはあります。
- 久保委員 質疑ではなく意見ですが、先ほど委員長も言われたように一体的な資料であるということと、立山町が要望を出したというだけでは詳細な一般質問の趣旨がなかなか伝わらないと。写真もあれば、具体にどのような要望を出したのかということが一目瞭然で分かると。これを議場で説明するというのも考え方の1つではあるのですが、限られた質問時間の中でそのことに多くの時間を割くのは少し負担かなと感じます。一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱についての2番の「等」に当たると読み取れなくもないのですが、私としては、将来改正することも含めて、今回は一体的な資料として認めてもいいのではないかと大島議員の御発言を聞いて思いました。
- 副委員長 ほかに何か御質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

副委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
大島議員は御退席ください。

〔大島議員 退席〕

副委員長 それでは、先ほど松井委員、久保委員から御意見がありましたけれども、改めまして、この補足資料について、ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

副委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
これより、大島議員から提出された補足資料について、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決いたします。  
お諮りいたします。  
大島議員が提出された補足資料を、取扱いに基づいて議場で配付することに賛成の諸君の挙手を……

柏委員 修正して配付ではなく、このままの形での配付ということですか。

副委員長 私は大島議員の話から、この資料そのものが一体的なものとして画像とも読み取れるという趣旨を感じ取りましたけれども、それはおののの判断です。

松井委員 今の副委員長の話だと、今後、例えば富山市や県、ほかの市町村から出ている公的な資料は全て一体的なものという扱いになりますので、それは違うと思います。写真にコメントが書いてある程度のものではなく今回のような資料が一体的な画像として扱われると、今後はそのような資料も全て配付できるということにつながりますので、それは絶対に違うと考えます。

副委員長 今、松井委員からも意見がありました。大島議員は

先ほどから一体的な資料であるため文章を削除できないという背景を説明されていますので、その上で柏委員に判断していただきたいと思います。

改めて、大島議員が提出された補足資料を、取扱いに基づいて議場で配付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

副委員長 挙手少数であります。よって、当該補足資料については、内容が適当ではないとの意見を議長に報告することにいたします。

次に、3つ目の請願・陳情について、今定例会に提出されたものは、資料3のとおり請願1件、陳情7件であります。

これらの請願・陳情につきまして、議長は、次の判断を示されております。

まず、令和7年分請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願については、厚生委員会へ付託するとの判断を示されておりますので、御承知おき願います。

なお、本請願について、請願人から委員会の中で意見陳述を行いたい旨の申出がありました。

このことについては、付託予定である厚生委員会において、事前に協議を行っていただきたいと思います。

次に、令和7年分陳情第20号 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情、令和7年分陳情第21号 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）支援体制構築に関する陳情、令和7年分陳情第22号 新型コロナウイルスワクチンの定期化および費用補助の全世代拡充に関する陳情についてですが、これらの陳情について議長は、令和7年3月定例会において審査を行った陳情3件、具体的には、令和7年分陳情第20号は令和7年分陳情第5号-1、5号-2と、令和7年分陳情第21号は令和7年分陳情第6号と、令和7年分陳情第22号は令和7年分陳情第7号と願

意が概ね同じであることや、審査を行った当時と社会情勢に大きな変化がないことなどを考慮すると、委員会での審査になじまないと考えるとの見解を示されており、請願・陳情の取扱要領に沿って、本委員会としての意見を求められております。

このことについて、委員の皆さんのお意見をお聞かせください。

久保委員 当時、厚生委員長を務めておりましたが、審査の過程や現在の状況を踏まえると、議会として新たに審査する必要はないのではないかと。  
一方で、改選を経て議員構成が変わりましたので、その辺をどう考えるのかという点で一定の配慮は必要かなと思いながらも、内容を審査した側としては、今の段階でこれ以上の審査は必要ないと考えます。

副委員長 議長見解のとおりということですね。

久保委員 はい。

副委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

副委員長 ないようですので、それでは、令和7年分陳情第20号から第22号については、議会運営委員会の意見として、各陳情については、議長の見解のとおり、委員会での審査になじまないと考えるとの意見を付して議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 それでは、そのように決定いたします。  
なお、各陳情について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。

次に、令和7年分陳情第23号 新型コロナウイルスの過小評価を正し、感染対策および公衆衛生意識の強化を求める陳情、令和7年分陳情第24号 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大注意報・警報制度の創設に関する陳情、令和7年分陳情第25号 調理営業・食品販売業における感染症対策としてのマスク着用の厳格化に関する陳情については、厚生委員会へ付託するとの判断を示されております。次に、令和7年分陳情第27号 公共施設内の労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情については、総務環境委員会へ付託するとの判断を示されておりますので、御承知おき願います。

なお、令和7年分陳情第23号から陳情第25号について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたことから、当局及び報道機関、傍聴者に配付する文書表は個人情報を伏せたものとなります。

一方、各会派へ事前に配付しております陳情書原本の写し及び本会議で各議員に配付する文書表には個人情報が記載されておりますので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。次に、4つ目の意見書・決議についてであります。これまでに受理しているものについては、お手元の資料3のとおり、陳情形式1件であります。

なお、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付させていただきました令和7年9月定例会諸会議日程等にも記載してありますとおり、9月12日（金曜日）の午後5時までが提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、9月16日（火曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました陳情形式による意見書提出要請1件と併せて、9月19日（金曜日）の本委員会において御協議いただくことになりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、9月16日（火曜日）予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 9 月 定例会  
(令和 7 年 9 月 5 日)  
議会運営委員会 記録署名

副委員長 江 西 照 康

署名委員 柏 佳 枝

署名委員 織 田 伸 一